

かごしま連携中枢都市圏 経済分析調査等業務委託 仕様書

1 委託業務名

かごしま連携中枢都市圏経済分析調査等業務

2 業務目的

本業務は、鹿児島市（以下、本市という。）を核とした「かごしま連携中枢都市圏」（本市、日置市、いちき串木野市、姶良市）の特徴や課題を把握し、今後の方向性を検討するため、圏域全体を対象とした各種分析等を実施することを目的とする。

本市では、令和4年度に策定した「第2期かごしま連携中枢都市圏ビジョン」の次期ビジョンを令和8年度に策定予定であり、本業務の成果物は、策定当時からの社会情勢の変化などを的確に捉え、4市の多様な資源、産業、人材の活用や、人口定住のために必要な高次の都市機能の集積に向けた環境整備、また住民の生活関連機能サービスの維持・向上を目指す有機的連携等について方向性を示し、次期ビジョンにおいて、今後の具体的な取組を推進するための一助とするものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年10月23日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 社会経済動態分析

本市ホームページに掲載している「第2期かごしま連携中枢都市圏ビジョン（2026年度版）」のP23～P33の各種統計データ等を最新の情報に時点修正し、分析・調査すること。

※なお、本委託業務に含んでいない図表等については、本市が時点修正し、分析・調査を行う。

- ①地域経済分析システムのほか国・県等が提供するデータも十分に活用すること。
- ②分析・調査については、圏域の特徴や課題を把握し、今後の方向性を検討するために、有益と考えられる新たな統計データの活用や将来推計に基づく課題分析など新たな分析方法を検討すること。
- ③各種データの表記について、現ビジョンからのレイアウト変更（表→グラフ等）にも柔軟に対応すること。

(2) 調査報告書の作成

(1)の分析結果等に基づき、以下の事項について分析・調査を行い調査報告書を作成する。なお、以下の事象について内容を盛り込んだ報告書にすること。

①社会経済状況の変化

- ・人口減少社会への対応、DXの加速などの4項目程度を分析・調査し、現ビジョンのP47～P48の内容を更新すること

②かごしま連携中枢都市圏の将来像・基本方針・人口の将来展望

- ・(1)や(2)①の分析結果、各市の人口ビジョン等を踏まえ、今後の人口減少時代に適応する観点を含めて、現ビジョンのP49～P51の内容を更新すること

③次期ビジョンに位置付ける事業のうち、他圏域ビジョンに位置付けられている類似事業の重要業

績評価指標（KPI）調査

- ④現ビジョンに設定されている基本方針ごとの基本目標（計6指標、現ビジョンのP54などに記載）
・次期ビジョンでは指標の変更も想定していることから、最新の各種統計データや各市の総合計画等を基に、基本方針の目標にふさわしい指標と目標値の案を根拠とともに示すこと。

(3) 留意事項

- ①業務内容の詳細については、委託者と十分に調整し、行うこととする。
②分析・調査に使用した統計データ等の取得元について発注者に示すこと。

5 スケジュール（予定）

内容	実施期間
4(1) 社会経済動態分析の実施	契約締結の日 ～ 令和8年7月下旬
4(2) 調査報告書の作成（①、②）	令和8年7月上旬 ～ 令和8年8月19日
4(2) 調査報告書の作成（③、④）	契約締結の日 ～ 令和8年7月上旬
上記4の実施期間後に結果公表される 国政調査等の統計データを受けた成果物の更新	令和8年8月 ～ 令和8年10月23日

6 業務体制

- (1) 受注者は、受託業務の遂行を統括する統括責任者を定める。
(2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める。
(3) 統括責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
(4) 受注者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに発注者に届出を行い、変更について事前に発注者の承認を受けなければならない。
(5) 統括責任者を変更する場合、業務の遂行に支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

7 業務進行及び管理

- (1) 受注者は、正確かつ効率的に行うため、業務の着手に先立ち、発注者と協議のうえ、次の書類を提出する。
①実施及び工程計画書 1部
②本業務の担当者名簿 1部（氏名、保有資格、実務経験年数及び類似業務実績が分かるもの）
(2) 業務の実施に当たっては、逐次、発注者と協議を行い、発注者の指示により、業務を進める。また、受注者は、発注者や関係機関等と協議を行った場合、速やかに協議録を作成し、発注者担当職員に提出する。
(3) 協議資料等の作成した資料については、原則、電子データで提出する。
(4) 受注者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が終了した後についても、同様とする。

8 成果品

(1) 成果品の内容

成果品は次のとおりとする。

①調査報告書

後日指定するデータ形式（ワード・エクセル等）のデータ

(2) 留意事項

①成果品の電子媒体については、全てウイルス対策ソフトにて検査後、納品を行うものとする。

②成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

③受注者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(3) 成果品の提出

受注者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品及び業務完了届を発注者に提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに発注者へ提出しなければならない。

(4) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

9 委託料の支払

発注者において成果品の検収が完了したのち、受注者からの請求により支払う。なお、前金払等を行わない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、発注者が定めることとする。